守　広　第６８号の２
平成３１年２月２０日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会　長　山崎弦一　様
北河内地域協議会
議　長　嶋本貴至　様
守門地区協議会
議　長　若松　滋　様

守口市長　西端　勝樹

2019（平成 31）年度政策・制度予算に対する要請について(回答)

2019 年度　自治体政策・制度予算要請

〔(★) は重点項目・項目〕

1.雇用・労働・ＷＬＢ施策

(1)就労支援施策の充実について

＜新規＞

①障がい者雇用施策の充実について

2017 年 6 月現在で、大阪府内の民間企業における障がい者の実雇用率は 1.92％と全国平均の 1.97％を下回っているとともに、法定雇用率達成企業割合も 45.5％と全国平均 50.0％を下回っている。そこで早急に全国平均水準に達するよう、障がい者の就労支援と職場定着を支援する取り組みを推進すること。

また精神障がい者の平均勤続年数が、身体障がい者や知的障がい者と比較すると短いことから、精神障がい者の職場定着（離職率の改善）に向けて、支援団体等とも連携して、きめ細やかな相談体制を充実させるなど、施策を強化させること。

さらに、障がい者雇用の重要性が社会により広く認識されるためにも、大阪府が「障がい者雇用日本一」を掲げていることから、各自治体でも身体・知的・精神の三障がいのすべてを対象にした正規雇用を実施すること。実施にあたっては、障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法の趣旨に沿った、設備面での充実や業務に対する合理的配慮を行なうとともに、職場定着のための相談体制の整備、ジ

ョブサポーターの配置を行なうこと。

回答：人権室

本市では、市民及び守口市企業人権推進連絡会加盟の事業所を対象に、様々な媒体や機会を通じて、障害者差別解消法についての研修や障がい特性・障がいのある人への理解促進に引き続き取り組んでいきます。

回答：人事課

障がい者の雇用につきましては、障害者雇用促進法に基づき身体・知的・精神の三障がいすべてを対象とした採用を行っており、今後も引き続き同法の趣旨に鑑み雇用していきます。また、雇用にあたっては業務に対する合理的配慮を行い、働きやすい職場づくりに努めていきます。

＜継続＞

②女性の活躍推進と就業支援について（★）

女性活躍推進法に基づく、女性の積極的な登用・評価を実施するために、各自治体における推進計画の実施状況を点検すること。また、女性の再就職支援のためのセミナーやサポートプログラムの充実を図ること。

回答：人権室

本市では、平成28年3月に女性活躍推進法第6条第2項に基づく「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」を包含した「第3次守口市男女共同参画推進計画」、並びに同法第15条に基づき「守口市特定事業主行動計画」を策定し、その推進状況については、毎年点検を実施しています。

また、女性の再就職支援については、男女共同参画週間時に、ハローワーク・大阪府総合労働事務所・北河内地域労働ネットワークと協力し、「出張お仕事何でも相談」を開催しています。

回答：地域振興課

守口門真商工会議所と連携した守口市中小企業総合支援事業において、女性向けの就労セミナーや求職者と企業の雇用マッチングを実施しており、今後も引き続き、就労支援の充実に努めていきます。

＜継続＞

(2)働き方改革関連法など労働法制の周知・徹底について

働き方改革関連法が2019年4月から施行されることから、その内容を、労働者、企業、経済団体等に十分に周知・徹底を行うこと。とくに中小企業では、施行時期の猶予もあるため、丁寧な周知に努めること。

また、長時間労働の強要、残業代カット、辞めたくてもやめられない、求人票の内容と労働条件が異なるなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。これらの問題を撲滅するため、雇用・労働環境の整備、ワー

クルールの遵守、過労死や過重労働等の撲滅、長時間労働の是正について、周知・啓発をはかるとともに、相談を通じて悪質な疑いがあれば、大阪労働局とも連携し、適切な施策を講じること。

回答：地域振興課

働き方改革関連法につきましては、窓口へのチラシの設置や大型店舗等におけるポスター掲示など、周知に努めているところです。

また、労働問題につきましては、関係機関と連携し雇用・労働環境の整備、ワークルールの遵守、過労死や過重労働等の撲滅、長時間労働の是正について、周知・啓発に努めているところです。

今年度につきましても、門真市・大阪労働局と連携し、企業向けの労働セミナーを実施することとしており、引き続き、企業に対し、働き方改革関連法を含む労働問題について周知・啓発に努めていきます。

＜継続＞

(3)地方創生交付金事業を活用した就労支援について

大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「UIJ ターン」などを推進されるが、事業の情報発信力を高め、特に魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。

回答：地域振興課

守口門真商工会議所と連携した守口市中小企業総合支援事業で、若年層を含む求職者の定着支援策として、ハローワーク門真と門真市と連携を図り、合同就職面接会を実施しており、今後も、若年層を含む定着支援事業を実施していきます。

また、介護・福祉分野の助成金等の処遇改善につきましては、他市の状況も鑑み調査・研究を行っていきます。

＜継続＞

(4)産業施策と一体となった基幹人材の育成について

大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成と確保に向けて、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を幅広く行い、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。

また製造・運輸・建設分野での人手不足が早期に解消されるよう、就業促進を図ること。

回答：地域振興課

守口門真商工会議所と連携して商工会議所内に守口市中小企業総合支援室を設置し、中小企業の相談や状況に応じて専門家の派遣を行い、人材育成や雇用確保など、課題解決に努めているところです。

今後も引き続き、関係機関と連携し人材育成・雇用確保も含めた企業支援を推進していきます。

＜継続＞

(5)ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現について

＜継続＞

①男女共同参画社会をめざした取り組み

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底を図るるとともに、きめ細やかに対応できる相談窓口の充実をはかること。また大阪府が実施している「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」、「男女いきいきプラス事業者認証制度」、「男女いきいき表彰制度」を広く周知し、男女がともに働きやすい職場づくりや男性の育児参加支援など、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた施策を推進していくこと。

回答：人権室

ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現については、その必要性を踏まえ、講座の開催や関係法制度等について周知・啓発を行っているところです。

また、大阪府が実施している制度を含め、ワーク・ライフ・バランスを含む働き方改革については、事業所とも連携し周知・啓発に努めています。

回答：地域振興課

平成29年3月より、妊娠・出産・育児・介護期の方でも安心して働き続ける環境を整備するためテレワークオフィスを市内2カ所に設置しており、引き続き、ワーク・ライフバランス社会の推進を図るため、その利用促進に努めていきます。

また、各種制度の周知については関係機関と共に取り組んでいきます。

＜継続＞

②治療と職業生活の両立に向けて

改正がん対策基本法にも盛り込まれた通り、がんを始めとする病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主は適切な配慮をしなければならない。会社が当該労働者のニーズに応じた働き方の選択肢を提供することや、会社と医療機関との連携など、事業主に対する啓発活動や情報提供などに積極的に取り込むこと。

回答：地域振興課

今後も関係機関と連携を図り、周知等に取り組んでいきます。

2.経済・産業・中小企業施策

(1)中小企業・地場産業の支援について

＜継続＞

①ものづくり産業の人材不足の解消に向けて

労働人口の減少化のなかで女性のM字カーブの底上げも重要な施策である。ものづくりの現場における女性の活躍推進の観点から女性のものづくり企業への就職促進に資する職場環境整備や情報発信などについても、支援策を講じること。

回答：地域振興課

守口門真商工会議所と連携した守口市中小企業総合支援事業において、女性向けの就労セミナーや求職者と企業の雇用マッチングを実施しており、今後も引き続き、就労支援の充実に努めていきます。

＜継続＞

②中小・地場企業への融資制度の拡大について

中小企業・地場企業の事業運営を資金面から支えるため、金融機関と顧客との長期安定的な金融取引機能の支援を強化すること。また融資姿勢を、物的担保主義や個人保証依存から、企業の将来性・発展性重視に変革し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

回答：地域振興課

現在、開業サポート資金及び小規模企業サポート資金に対して信用保証料の一部補給を行い、事業者の経営安定に向けた融資の円滑化を進めているところです。

今後も、大阪府の融資制度とともに本市の制度融資について周知に努め、国・府に対しては効果的な制度融資を実施するように要望していきます。

＜継続＞

③非常時における事業継続計画（BCP)について

2018年6月に発生した大阪北部地震でも明らかになったが、事業継続計画(BCP)は、中小企業への普及率が依然低い状況にある。そこで、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じ、災害発生などの非常時に備えることができるよう、きめ細かな計画策定の支援を強化すること。また、企業の防災対策を入札における加点要素に加えるなど、BCP制定のインセンティブ制度を導入すること。

回答：危機管理室

企業のBCP作成については、内閣府作成の「事業継続ガイドライン」等に基づいて各企業が状況に応じて作成するのが望ましいと考えています。市民ふれあい講座などの機会を通じて、その重要性の啓発に努めていきます。

＜継続＞

(2)下請取引適正化の推進について

中小企業の拠り所となる下請かけこみ寺の相談件数が依然高い状況にあり、下請代金の支払遅延や減額などの悪質事案が後を絶たない。サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材や人件費など増加コストを適

正に転嫁できるよう、企業間における適正な取引関係の確立に向けて、監督行政と連携を図り、下請法をはじめとする関係法令の周知とその遵守を徹底すること。

回答：地域振興課

守口門真商工会議所と連携して商工会議所内に守口市中小企業総合支援室を設置し、中小企業の相談や状況に応じて専門家の派遣を行い、問題解決に努めています。

今後も引き続き、関係機関と連携し、下請法をはじめとする関係法令の周知及び企業の問題解決に努めていきます。

＜継続＞

(3)総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について（★）

総合評価入札制度については実施範囲の差はあるものの導入されてきている。その効果検証を行い実施範囲の拡充に努めること。また公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

回答：総務部総務課

総合評価入札制度につきましては、今後、工事契約内容等を見極めつつ、導入に向けた取り組みを強化していきたいと考えています。

また、公契約条例の制定につきましては、国が統一的な指針を示し、法整備を行うことが重要であると考えています。

なお、本市におきましては、建設工事における最低制限価格の設定や「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」の写しの添付及び「適正な工事の施工について」等の施工上の留意事項を書面で渡し、健全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるよう指導を行っています。

3．福祉・医療・子育て支援施策

＜継続＞

(1)地域包括ケアシステムの実現に向けて（★）

地域包括ケアシステムの構築に向けて、その実現のために必要となる地域での介護拠点の整備や24時間対応の在宅サービスを含めた介護サービスの充実、在宅医療や訪問看護、リハビリテーションの充実と連携などを着実に前進させること。

また、地域包括ケアシステムの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアシステムに関する情報を適切に周知すること。

回答：高齢介護課

24時間対応の事業所については、現在2か所整備されていますが、今後もでき

る限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築に努めます。

また、さまざまな方からの声を反映できるよう、協議体、市域ケア会議の充実に努めます。

市民への周知については、平成30年10月に「地域包括ケアシステムと自立支援型ケア会議」をテーマに市民講座を実施しましたが引き続き、広報誌や市民講座を通じて周知を図っていきます。

＜補強＞

(2)予防医療の促進について

平成30（2018）年度からの６年計画で策定された大阪府の「健康づくり関連４計画」に基づき、大阪府や医療保険者などの関係者と連携し、年度ごとの進捗管理を徹底させた取り組みを推進すること。特に、生活習慣の改善のための情報発信、生活習慣病やがんなどの早期発見につながる健診の受診率の向上などについては、保険医療関係団体などとも連携し、具体的な効果・成果が見込まれる施策を検討・実施すること。

回答：健康推進課

本市では、平成２９年度に「守口市健康増進計画」（平成２４年３月策定）の中間評価を実施し、進捗状況の確認と今後の取り組みについて再度検討しました。

また、健康寿命の延伸を図る上で、健診受診率の向上が必要であると認識しておりますことから、受診勧奨通知の送付やコールセンターからの電話勧奨などに取り組んでいるところです。さらに、がんや循環器疾患（脳卒中や心筋梗塞など）の予防に向けて、禁煙や高血圧予防、運動習慣の定着を推進するとともに、各種健診時にリーフレットによる情報提供を行うなど、引き続き市民の健康に対する意識向上に努めていきます。

＜補強＞

(3)介護労働者の処遇改善と人材確保にむけて

介護人材の確保・定着のために、大阪府が取りまとめた「大阪府介護・福祉人材確保戦略」にもとづき、市町村においても取り組みを着実に実行すること。特に、介護労働の重要性・必要性を鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、非正規労働者も含めた介護労働者の処遇改善を実施すること。また、介護現場で課題となっている職業病対策として、介護ロボットをはじめとする福祉機器の導入を推進し、労働環境の改善によって、介護労働者の職場定着をはかること。

回答：高齢介護課

介護人材確保については、大阪府、大阪福祉人材支援センター、社会福祉協議会などで構成する地域介護人材確保連絡会議において各地域の現状や課題を共有し、地域の実情にあった介護人材確保に向けた取り組みを引き続き実施しています。

介護ロボットなど、新しい技術の活用については、その実用化の動きを注視し、介護労働者の処遇改善については、くすのき広域連合を通じ引き続き国・府に要望していきます。

＜継続＞

(4)障がい者への虐待防止

障がい者への虐待事例は、発生件数の多寡はあるものの後を絶たないのが現状である。障害者虐待防止法の趣旨に基づき、虐待を受けた障がい者の緊急避難施設の確保を行うとともに、虐待事例ごとに適切な対応を行い、再発防止の取り組みを行うこと。特に、養護者に対する支援策を充実させることや、障がい者福祉施設の役職員に対する指導・研修は、虐待の未然防止に取組む観点から継続的に取り組みを行うこと。

回答：障害福祉課

障害者虐待防止法施行後、本市では、虐待防止センターを設置し、障がい者及び養護者に対しての相談・指導及び虐待事案発生時の体制整備を行っています。障がい者の緊急避難施設の確保につきましては、今年度から緊急一時保護事業を実施し、障がい福祉施設と緊急時の受入れに関する契約を締結しています。今後も引き続きそれらの充実を図るとともに、養護者に対する支援策を充実させ、再発防止の取り組みを行います。

また、障がい者福祉施設における指導権限は大阪府にあることから、今後も継続的な虐待防止研修を行ってもらうよう大阪府に働きかけます。

(5)子どもの貧困対策について

大阪府が実施した子どもの生活に関する実態調査の結果をふまえ、市町村においても全庁的な子どもの貧困対策に取り組むこと。特に、子どもの居場所作りの観点など、学校現場と地域や地域NPOなどとの連携に資する取り組みを強化すること。

回答：こども政策課

現在本市では、学校現場等を管理する教育委員会等との連携のもと、大阪府の「子どもの貧困緊急対策事業補助金」を活用し、教育相談事業において課題を有する子どもや保護者を発見し、支援へのつなぎや見守り等を行う取り組みを実施しています。今後もこの取り組みの推移を踏まえた上で子どもの健やかな育ちと貧困の連鎖の解消につなげていきます。

＜新規＞

(6)子どもの虐待防止対策について（★）

年々増加する深刻な児童虐待事案に迅速・適切に対処するため、自治体での相談窓口となる子育て支援担当部局の人員・予算を拡充して体制整備を行い、その機能を強化すること。特に大阪府子ども家庭センターや、各自治体の児童相談所や担当

部局間での情報共有の徹底や、医療機関や警察との連携も行ったうえで、児童虐待への早期対処と防止に努めること。

回答：子育て支援課

本市では、「守口市児童虐待防止地域協議会」におきまして、大阪府中央子ども家庭センターを含む各関係機関との連絡調整、情報共有や支援方法を協議し、虐待対応にあたっています。

児童虐待につきましては、未然防止、早期発見、早期対応に伴う関係機関の連携が重要と考えていることから、協議会の更なる連携強化を図り早期対処と防止に努めていきます。

＜新規＞

(7)生活困窮者自立支援制度の拡充・強化について

生活困窮者自立支援法の改正に伴い、その基本理念に基づき、社会的孤立や経済困難などの複合的な課題を抱えて支援を必要とする人たちに、生活困窮者自立支援制度が着実にその機能が果たすよう、周知・啓発に努めること。

就労準備支援事業・家計改善支援事業など努力義務に引き上げられたことから、事業実施または事業拡充に取り組むこと。

回答：生活福祉課

守口市生活困窮者自立支援事業「くらしサポートセンター守口」の取組を知ってもらうための広報・媒体として、庁内の各課及び関係機関窓口(26ヶ所)へのチラシを設置並びに愛のみのり号車内のチラシ設置もしています。また、2ヶ月に1回のくらしサポートセンター守口ニュース発行、ホームページの充実を図っています。

就労準備支援事業に関しては、従来よりくらしサポートセンター守口で実施し、『生活・社会・就労の自立支援訓練、職場体験等』を行っています。平成30年度よりくらしサポートセンター守口の支援員を増員し、生活困窮者に対し、更なる支援の充実に努めているところです。

4．教育・人権・行財政改革施策

＜補強＞

(1) 指導体制を強化した教育の質的向上にむけて

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保すること。さらに教職員の長時間労働を是正し、本来的な仕事の質を高めることにより、教育の質的向上をはかること。

回答：学校教育課

現在、児童に対しきめ細やかな学習指導を行うため、学習支援サポーターや特別支援教育支援員を派遣するとともに、地域ボランティアの協力も得ながら、教育環

境の充実に努めているところです。小学校での少人数学級編成の対象学年の拡大及び教職員定数の確保につきましては、引き続き国・府に対して要望していきます。

また、教職員の長時間労働の是正につきましては、タイムカードにより勤務時間を把握しつつ、今後も本市の学校における働き方改革全体計画に基づきその改善に努め、教育の質的向上を図っていきます。

＜継続＞

(2)奨学金制度の改善について（★）

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない、引き続き、国に対して求めるとともに、大阪府に対しても奨学金返済支援制度を創設を求めること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度導入等も検討すること。

回答：教育総務課

日本学生支援機構の奨学金制度であることから、制度上に問題があれば要望していきます。

(3)人権侵害等に関する取り組み強化について

＜継続＞

①女性に対する暴力の根絶

配偶者偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力が関係する相談件数等が昨年よりも多い状況にある。「女性に対する暴力をなくす運動」を中心に、市民への社会認識の徹底、意識啓発や情報周知などの充実をはかること。併せて、被害者への支援体制を強化すること。

回答：人権室

本市では、女性問題専門カウンセラーによる「女性のための悩み相談」を実施し、女性が安心して相談できる環境整備を行い、周知や啓発に努めており、平成28年にDV防止法に基づく「守口市DV対策基本計画」を包含した「第3次守口市男女共同参画推進計画」を策定しました。

また、守口市男女共同参画推進連絡会議に「配偶者からの暴力」被害者支援部会を設置し、庁内関係課との連携を強化して、相談体制の充実に努めています。

なお、緊急時は、関係機関と連携を図りながら、DV被害者及び同伴者の安全を第一に考え、適切な対応を行っているところです。

＜継続＞

②差別的言動の解消

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行をうけ地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、自治体においても条例を制定す

るなどの対応を検討すること。
回答：人権室
　ヘイトスピーチに関する条例制定については、国や府などの動向等を注視し、今後検討していきます。差別的言動の解消に向け、ヘイトスピーチについても、引き続き啓発に努めていきます。

＜新規＞
③多様な価値観を認め合う社会の実現
　LGBT などのセクシュアルマイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI(性的指向と性自認)に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政として意識変革啓発活動に取り組むこと。また、2015 年 3 月に東京都渋谷区が「同姓パートナーシップ条例」を制定したように、各自治体においても同趣旨の条例制定を進めること。また行政施設においては、多目的トイレなど、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。
回答：人権室
　性的マイノリティの方に対する偏見・差別の根絶にむけ、市民向け啓発講座の開催、市広報誌の掲載、啓発冊子の作成・配付などを行っているところです。
　また、市庁舎内に多目的トイレを設置するなど環境整備にも取り組んでいます。

＜継続＞
④就職差別の撤廃・部落差別の解消
　この間連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになっている。そうしたことからも、連合大阪は大阪府や労働局に対して就職差別の撤廃にむけた要請を行っている。いまだ就職差別については根が深い問題であることから、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について市民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。
回答：人権室
　部落差別解消推進法については、公共施設へのポスター掲示や市ホームページをはじめ、講演会の開催など、広く市民への周知・啓発を図っているところです。
　また、就職差別の撤廃については、守口市企業人権推進連絡会を通じた加入事業所への就職差別撤廃啓発ポスター掲示や市広報誌等による啓発などの取り組みを進めています。

5.環境・食料・消費者施策
(1)廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化

「大阪府循環型社会推進計画」の2020年度を目標とした廃棄物の削減計画が実行されています。また、ごみの分別回収の徹底により、廃棄物の再資源化の取り組み推進も行われているところである。循環型社会の形成に向けてより一層の啓発に取り組むこと。

回答：クリーンセンター業務課

本市では、ごみの発生抑制を第一に考えており、市のHPや広報誌、地域コミュニティ放送又は、塵芥車での放送等で市民や事業所への啓発に努めているところです。また、本市におけるリサイクル率は、平成29年度で20.3%あり、大阪府循環型社会推進計画に掲げる目標数値（15.8%）を達成しています。

今後も、更なる取り組みや啓発に努め、循環型社会の形成に取り組んでいきます。

＜継続＞

(2)食品ロス削減対策のさらなる推進（★）

大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」の取り組みに基づき、具体的な削減効果が期待できる以下のような取り組みを必要な予算を配分したうえで実践すること。

①食品流通過程でのさまざまな食品ロスの発生を抑制するため、食品関連事業者と連携した具体的な抑制策を検討、実践すること。

②食品関連事業者からやむなく発生する余剰食品は、フードバンクなどの民間団体や社会福祉施設、子ども食堂を展開する組織などと連携するなどの活用策を検討し、できる限り食品を必要としている団体・組織で消費できるように取り組むこと。

③教育委員会、消費者行政関連関連部局と連携し、学校教育や消費者教育の中で食品ロスの課題について積極的に啓発の取り組みを実践していくこと。

④「食の都・大阪」は「食品を大切にする、食品ロスに敏感な街」であると認識してもらえるよう、観光客も含めた府民・市民に対してアピールできるようなイベントやキャンペーンを効果的に行うこと。

⑤上記の①～④の取り組みの実践報告とその成果・効果を自治体のホームページなどで公表すること。

回答：クリーンセンター業務課

市民に対して日常生活の食品、食材の購入にあたっては「食べるぶんだけ、使うぶんだけ」とする等の啓発活動を今後とも継続するとともに、平成30年に大阪府主導で実施した食品ロスアンケート調査の結果を参考に、さらなる食品廃棄物の減少に向けて啓発をしていきます。

市民及び排出事業者に対しても、食品廃棄物も含めた事業系廃棄物の減量への啓発活動に引き続き取り組むなど、大阪府等と連携して食品ロス削減対策を推進していきます。

＜継続＞

(3)消費者教育の推進

①特殊詐欺や悪徳商法の被害提言

②学校現場や成人年齢が 18 歳に引き下げられることに対する新成人に向けた情報提供や啓発

③消費者庁の「倫理的消費」調査研究会の取りまとめが 2017 年 4 月に公表されており、倫理的な消費者行動を促す消費者教育や、雇用・労働を含む人や社会に配慮した消費行動（エシカル消費）の推進

上記 3 点の事項など、昨今の社会情勢のなかで消費者教育の重要性は増している。また、接客業従事者と消費者との健全なコミュニケーションにもとづく消費活動を促すためにも、消費者教育の果たす役割は大きい。

このような社会情勢を鑑み、各自治体での消費者教育の取り組みを推進するためにも、消費者教育の推進に関する法律第 20 条 1 項に規定される「消費者教育推進地域協議会」または消費者保護審議会などの中の消費者教育推進のための専門部会を早急に設置すること。設置に当たっては、消費者団体、事業団体、教育機関、労働者団体、警察などと連携し、効果的な取り組みを実践すること。

回答：消費生活センター

消費者被害の未然防止の観点から、悪質商法の手口や被害防止対策等について、出前講座、広報誌、ホームページ、ＦＭラジオ等を活用し情報提供や注意喚起を行っており、併せて消費者教育の観点から消費者の役割や責任などについても啓発に努めているところです。

なお、消費者教育推進地域協議会については、他の自治体の動向を注視しながら今後も研究していきたいと考えています。

6.社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

＜継続＞

(1)空き家対策の強化

倒壊のおそれのある空き家については、火災や自然災害時に被害を拡大させる危険性がある。また、いわゆる「ごみ屋敷」化している空き家などは、周辺住民にすでに悪影響を及ぼしている実態がある。各市町村で特定空家等に対する「空家等対策計画」に基づき、実態把握するとともに計画の実効性が高まる施策の推進を行うこと。必要に応じて関係各機関との課題解決に向けた調整を行うこと。

回答：住宅まちづくり課

本市では、平成 28 年度に空き家等実態把握調査を行い、その結果に基づき平成 29 年度に「守口市空家等対策計画」を策定し、空家等対策に関する施策を進めています。

また、空家等対策にあたっては、住宅まちづくり課が窓口となり内容に応じて関

係部局と連携を密にしながら、適切かつ迅速に取組みを進めていきます。

＜継続＞

(2)「交通政策基本計画」にもとづく施策の推進

交通政策基本法制定以降、交通政策基本計画が策定され、各自治体でも総合的な交通施策の推進が求められている。地域公共交通確保維持改善事業により設置される協議会や改正地域公共交通活性化再生法にもとづき設置される協議会で、交通労働者代表や利用者の意見調整を図り、人口減少・超高齢化時代に即した公共交通網計画を作成すること。

回答：道路課

現在のところ、地域公共交通に関する法定協議会の設置や地域公共交通網形成計画の策定予定はありませんが、今後も、公共交通施策に関する研究に取り組んでいきます。

＜継続＞

(3)交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長を行うこと。

回答：都市計画課

本市では、鉄道事業者、バス事業者、道路等の公共施設管理者等が参画する協議会を設立し、鉄道駅周辺を重点地区とする「バリアフリー基本構想」を市内すべての駅周辺地区において策定しました。これに基づき、鉄道駅のエレベーター設置にあたっては、国、大阪府と協調し、鉄道事業者に対する事業費の補助などの財政支援措置を講じているところです。

また、ホーム柵等の設置につきましても、鉄道事業者の要請に基づき必要とされる場合は、支援策を検討していきます。

＜補強＞

(4)防災・減災対策の充実・徹底（★）

自治体が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、自治体が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練など、継続的に行うこと。さらに災害発生時における情報提供のツールとしての自治体のホームページについて、見やすくわかりやすい様に

工夫を行うこと。

回答：危機管理室

地区毎のハザード情報、避難所等の場所や避難時の留意点、家庭でできる防災対策等の防災関連情報を掲載した「防災ハザードマップ」を平成28年3月に発行しました。その活用方法や内容について、市民ふれあい講座などを通じて周知を図っており、今後も引き続き、普及啓発に努めます。

また、地域住民や事業所との連携については、自主防災訓練を中心に強化を図っており、今後とも内容の充実と地域防災力の向上に努めます。

回答：健康福祉部総務課

避難行動要支援者名簿につきましては、守口市地域防災計画に基づき、毎年、新たな内容に更新し、作成しています。個人情報を地域に提供することの同意が得られた方の名簿については、警察、消防、社会福祉協議会のほか、地域において避難支援者となる民生委員等に配布を行っているところです。

＜新規＞

(5)地震発生時における初期初動体制について

緊急時においては、自治体職員のマンパワーが重要である。特に地震発生においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、非正規職員が多くを占めている現状の中で、緊急時に十分な対応ができるような人員体制の確保について検証を行うこと。また、とりわけ広域またがる大地震発生時には交通機関の遮断も考慮し、居住地の自治体間での職員をシフトするなど柔軟に対応できるよう自治体間連携について検討すること。

通勤時間帯に発生した大阪北部地震で多くの帰宅困難者が発生をした。今回の災害を基に帰宅困難者の対応について検証を行うこと。

さらに、外国人のための災害発生時の多言語での対応は、在住者のみならず外国人観光客への迅速な情報発信も含めた支援体制を早急に構築すること。特に、①外国人観光客が利用できる避難所の設置、②発生時の情報入手方法をまとめた多言語パンフレットを大阪を訪れる観光客に配布する工夫などに取り組むこと。

回答：危機管理室

避難所従事者など災害対応に従事する職員の配置は、これまでの経験を踏まえ、災害の種別や規模に応じて適切に実施していきます。

また避難所は、発災時には誰もがお使いいただけるものであり、在住者のみならず外国人観光客にも確認いただけるよう、各避難所の入口付近には日本語・英語・中国語・ハングルの4か国語で表記された表示板を設置しています。加えて、今年度中に、避難所までの道のりを表示した4か国語表記の避難所誘導看板を設置することとしています。

＜新規＞

(6)大阪府北部地震に対する支援について（★）

本年６月に発生した「大阪北部地震」においては大きな被害がでた。大阪府・国に対しても必要な措置を求めること。また今回の大阪北部地震の発生をうけて防災計画の検証と必要な見直しを行うこと。

回答：危機管理室

支援策等については、大阪府等の各関係機関と連携しながら実施していきます。

また防災計画については、これまでも必要な修正をしているところですが、今後も適宜見直しを行っていきます。

＜継続＞

(7)集中豪雨など風水害の被害防止対策（★）

西日本を中心に広範囲かつ豪雨により、大きな被害が発生した。これまでも日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。今回の西日本の豪雨災害をみても、災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策が非常に重要であると考える。あらためて未然防止の観点からも緊急に対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、自治体が発令する避難情報の内容について、ハザードマップも含めて一層の周知・広報を行うなど、日頃の防災意識が高まるようとりくむこと。

回答：危機管理課

市民ふれあい講座や自主防災訓練、来年度に更新する防災ハザードマップの配布等を通じ、避難所の場所や避難時の留意点等を啓発することにより、市民の防災意識の醸成を図るなど、市民の避難行動を支援する取り組みを継続します。

＜継続＞

(8)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講じること。

回答：危機管理課

今後とも警察や関係団体と連携し、暴力行為の防止へ向けた広報・啓発活動を行っていきます。なお、事業者の独自施策に対する補助制度は考えていません。

守 広 第 6 9 号の2
平成３１年２月２０日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
北河内地域協議会　議長　嶋本　貴至　様
守門地区協議会　議長　若松　滋　様

守口市長　西端　勝樹

安心して働くための子育て環境の充実に関する要請（回答）

（１）より利便性の高い保育サービスの提供に向けて

地域の住宅事情や近隣の保育施設などの設定状況なども待機児童を解消できない要因の一つと考えられる。住宅施策との連携や昼夜人口の移動経過も考慮し、より必要なエリアや主要駅周辺での保育施設などの設置を目指し、民間施設などへの新たな運営補助を実施するなど、より利便性の高い保育サービスの提供に向けて取り組みを行なうこと。

回答：こども政策課

本市では、子どもの人口および教育・保育施設の分布状況を踏まえ、東部エリア、中部エリア、南部エリアの３地区を設定し、それぞれのエリアにおける「量の見込みと確保方策」を分析した上で保育施設等を設置しています。今後も引き続き、より利便性の高い保育サービスが提供できるよう調査・研究していきます。

（２）保育士の確保と処遇改善

子どもが心身ともに健やかに成長するための保育の質の確保・充実が必要である。そのためには、保育士の労働条件や職場環境の改善、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。また、保育士確保のための処遇改善が重要であることを保育所設置者に周知し、処遇改善等加算を申請するよう理解を促すこと。

回答：こども施設課

保育士の労働条件等については、第一義的には施設設置者の責務であるものの、保育士確保は必須であると認識していることから、必要な施策を講じていくとともに、処遇改善等加算についても引き続き周知していきます。

（3）病児・病後児保育などの充実

病児・病後児保育体制の整備に加え、乳児保育、延長保育、夜間保育、休日保育などの拡充に向けて、必要な財源を確保すること。また、利用者の利便性や施設の有効活用を促進する観点からも広域的な相互連携を図ること。

回答：こども施設課

本市では平成27年4月に策定した守口市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもが健全に育ち、親が安心して子どもを生み育てることができるまちの実現を目指し、取り組みを行っているところです。

今後も、多様化する保育ニーズにしっかりと対応していけるよう、広域的な視点を持ちながら、必要に応じた施策を講じていきます。